

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年1月26日

大阪航空局長 村田 有

1. 当該招請の主旨

本業務は、管内特定飛行場(松山・高知・福岡・大分・宮崎・鹿児島・那覇)の場内及び空港周辺に設置された、航空機騒音測定局(松山・高知・福岡・大分・宮崎・鹿児島・那覇)、離着陸監視装置(福岡)、航空機音源探査識別装置(福岡)の正常な稼働を維持するための点検作業を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等(以下「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 特定飛行場航空機騒音測定局保守等作業
- (2) 業務内容 管内特定飛行場(松山・高知・福岡・大分・宮崎・鹿児島・那覇)の場内及び空港周辺に設置された、航空機騒音測定局(松山・高知・福岡・大分・宮崎・鹿児島・那覇)、離着陸監視装置(福岡)、航空機音源探査識別装置(福岡)の点検作業を行う。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までとする。

3. 業務目的

本業務は、管内特定飛行場の場内及び空港周辺に設置された、航空機騒音測定局、離着陸監視装置、航空機音源探査識別装置の正常な稼働を維持するために点検作業を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- [1] 予算決算及び会計令(以下「予決算」という。)第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- [2] 予決算第71条の規定に該当しない者であること。
- [3] 大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付 空経第386号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- [4] 特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (a) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (b) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社または

更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[5]警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)技術力に関する要件

本作業にあたって、「令和6年度 特定飛行場航空機騒音測定局保守等作業」仕様書の内容を理解し、作業項目ごとに内容を明記できること。

(3)業務執行体制に関する要件

[1]契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

[2]実施体制(人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制)を明示できること。

[3]本点検作業の実施を可能とする機器環境が整っている者であり、令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)迄継続して本業務の提供を行える体制を確保すること。

[4]本作業を実施するために必要な、日本音響エンジニアリング株式会社が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けていること。

(4)業務実績に関する要件

平成20年度以降に完了した騒音、大気質などの自動測定局の点検作業業務(再委託による業務の実績は含まない)において、1件以上の実績を有していること。

5. 手続等

(1)担当部局

〒540-8559 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課
(TEL)06-6937-2708

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年1月26日から令和6年2月6日まで (1)に同じ。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月7日 14:00 まで (1) に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)すること。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)詳細は説明書による。